

令和6年12月5日

土木部道路課

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の改正概要について

1 改正理由

道路占用料は、固定資産税評価額を算定の基礎として、特別区の共通基準に基づき算出された額を条例で定めている。

現行の道路占用料は、令和3年の固定資産税評価額の評価替えを受け、令和4年4月に施行された。

令和6年、3年に1度の固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区の共通基準により算出された額が見直されたため、『江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例』の一部を改正する。

2 改正概要

道路占用料の単価について、現行条例額の1.2倍の額と見直し後の額を比較し、低い方の額を改定案の額とする。

3 施行期日（予定）

令和7年4月1日

4 改正時期

令和7年第一回区議会定例会に提案予定